

窓口等での取引時確認に関するご協力をお願い

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(*)に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

(*) 平成 28 年 10 月 1 日から改正法が施行され、取引時確認の方法等が一部変更されました。

1. 取引時確認が必要なお取引（主なもの）

次の取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
② 10 万円を超える現金振込（税金の納付等を除く）・持参人払式小切手による現金の受取り
③ 200 万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い・外貨両替
④ 融資取引

2. 取引時確認で確認させていただく事項

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①氏名・住所・生年月日	●運転免許証（運転経歴証明書） ●マイナンバーカード ●パスポート ●在留カード ●特別永住者証明書 ※令和 2 年 2 月 4 日以降に申請されたパスポート（新型の旅券）は、 <u>住所記載欄（所持人記入欄）がないため、現住所の記載のある下 記の○か◎の書類（1 点）が必要となります。</u> ※外国人の方におかれましては、 <u>在留期間更新時等に新たな在留カ ード、または特別永住者証明書を確認させていただきます。</u>
○の書類は、○か◎ の書類とのいずれ か 2 種類	○健康保険証 ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書 ◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

<ご本人以外の方が来店された場合>

③来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同様
④ご本人との関係またはご本人の ために取引を行っていること	○住民票（同居のご親族の場合のみ） ○委任状

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書（どちらも発行後 6 か月以内の の原本）※印鑑登録証明書の場合は別途法人設立年月日が判る書類 が必要となります
②来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記（1）①と同様
③法人のお客さまのために取引を 行っていること	○委任状 ○登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
④事業の内容	○登記事項証明書 ○定款の写し
⑤取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥実質的支配者(*)の氏名・住所・ 生年月日	お客さまの申告に際し、下記の確認書類のご提示等をお願いするこ とがあります。 ○実質的支配者リスト(登記所登記官の認証文付き証明書) ○法人税申告別表二 ○定款 ○実質的支配者の申告書(別紙) (*) 法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業 活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。

3. その他ご留意いただきたい事項

- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて実質的支配者等の事項を確認させていただく場合があります。
- ・お客さまの資産・収入の状況、お客さまやそのご家族等が外国政府等において重要な公的地位（外国 P E P s）にあるかどうかを確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国 P E P s にあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）。
- ・法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。
- ・取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。
- ・確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

東京シティ信用金庫

窓口等での取引時確認に関する主な変更点

マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与防止策を強化するため、平成 28 年 10 月から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。当金庫では、改正法に基づき、窓口等における取引時確認の方法等を一部変更いたしました。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 顔写真のない確認書類の取扱い

健康保険証など顔写真のない本人確認書類については、次のような取扱いに変更されました。

顔写真のない書類 (主なもの)	取扱い (AまたはB)	
	[A]	[B]
○健康保険証 ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書	いずれか 2 種類ご提示ください。	次の書類のいずれか 1 種類とペアでご提示ください。 ○住民票の写し (記載事項証明書) ○印鑑登録証明書 ○現住所の記載がある公共料金 (電気・ガス・水道) または税・社会保険料の領収書等 (領収日付が 6 か月以内のもの)

2. 法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法

来店された方が法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法については、次のような取扱いに変更されました (AまたはB)。

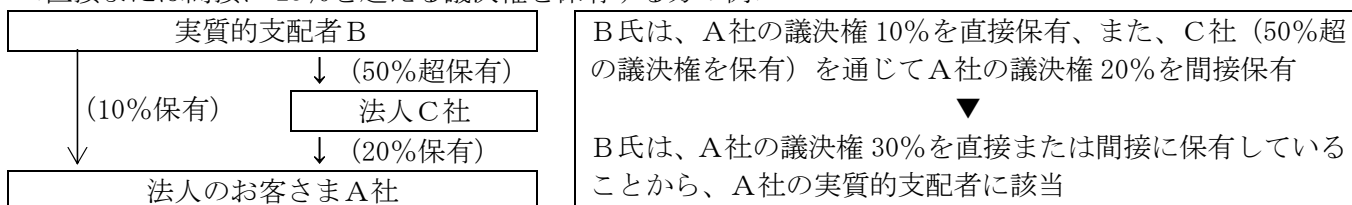
[A]	右の書類のどちらかをご提示ください。	○委任状など法人のお客さまのために取引を行っていることを証する書面 ○登記事項証明書 (ただし、来店された方が代表権のある役員として登記されている場合のみ) (*) 社員証のご提示による確認はできなくなりました。
[B]	法人のお客さまの営業所等へ電話をかけること等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認いたします。	

3. 法人のお客さまの実質的支配者を確認する方法

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方 (実質的支配者) の氏名・住所・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が次のとおり変更されました。

形態	株式会社、有限会社等	持分会社、一般社団法人・財団法人等
実質的支配者	直接または間接に 50% を超える議決権を保有する方	事業収益・事業財産の 50% を超える配当・分配を受ける権利を有する方
	↓ (いない場合)	↓ (いない場合)
	直接または間接に 25% を超える議決権を保有する方	事業収益・事業財産の 25% を超える配当・分配を受ける権利を有する方
	↓ (いない場合)	+ (または)
	出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方 (例: 大口債権者、会長、創業者等)	
	↓ (いない場合)	
	法人を代表し、その業務を執行する方	

< 直接または間接に 25% を超える議決権を保有する方の例 >



4. 外国政府等において重要な公的地位にある方等との取引時確認

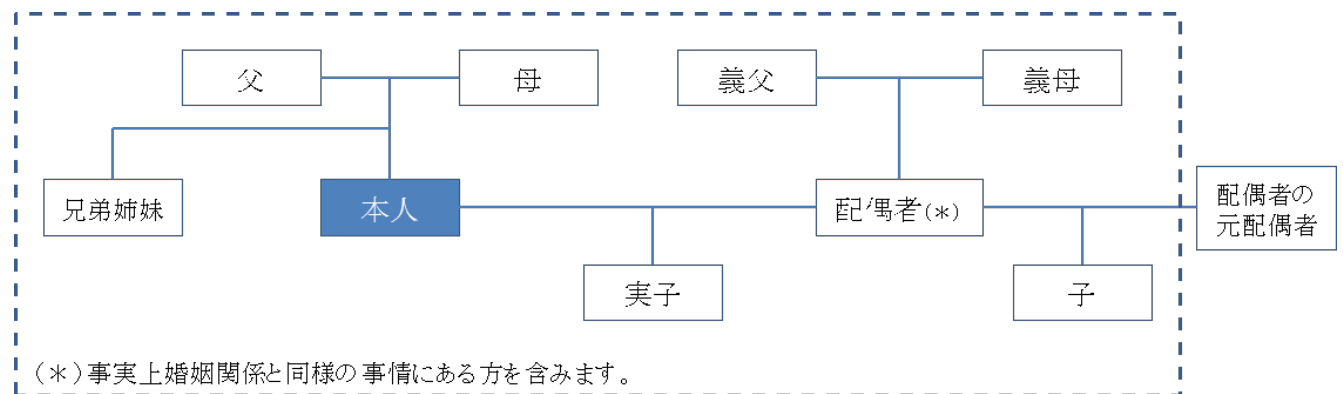
個人のお客さまやそのご家族、または法人のお客さまの実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認をさせていただく場合があります。

また、外国政府等において重要な公的地位にある方等との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。

<外国政府等において重要な公的地位にある方等>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方 ② 過去に上記①であった方 ③ ①または②の方のご家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹等） ④ ①～③の方が実質的支配者に該当する法人 |
|---|

<ご家族の範囲の例（点線枠内）>



<外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職 ○ 我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職 ○ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 ○ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職 ○ 我が国における統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職 ○ 中央銀行の役員 ○ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員 |
|--|

5. 公共料金、入学金・授業料等を現金納付する際の取扱い

次の公共料金、入学金・授業料等を現金納付する際の取引時確認は不要となりました。

公共料金	電気、ガス、水道水の料金の支払いに関するもの
入学金・授業料等	学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学または高等専門学校に対する入学金、授業料等の支払いに関するもの

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問合せください。

東京シティ信用金庫

法人名義の口座を開設されるお客様へのお願い

法人名義の口座を利用した詐欺被害等が発生していることから、金融犯罪を未然に防止するため、金融機関には法令等により法人名義口座開設時の手続きの厳正化が求められております。

このような背景から、口座開設を希望される法人のお客様には、下記の確認をさせていただいております。お客様には、ご不便・お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 口座開設のお申込時にご提出いただく書類

①	履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書（どちらも発行後6か月以内の原本） ※印鑑登録証明書の場合は別途法人設立年月日が判る書類が必要となります
②	ご来店者様の本人確認書類（運転免許証等の原本）
③	委任状（原本）…… 代表権を有する役員の方以外がご来店される場合
④	法人番号資料

2. 必要に応じて、上記「1.口座開設のお申込時にご提出いただく書類」に加えて次の確認書類のご提示をお願いすることがあります。

⑤	定款・規約等
⑥	事業に必要な行政機関等の許認可・届出・登録等が確認できる書類

3. 実質的支配者について申告をお願いするに当たり、次の確認書類のご提示等をお願いすることがあります。

⑦	実質的支配者リスト（登記所登記官の認証文付き証明書）
⑧	法人税申告別表二
⑨	定款
⑩	実質的支配者の申告書（別紙）
⑪	実質的支配者の住所・生年月日等の本人特定事項をお尋ねしますので、予めご確認ください。（運転免許証等の公的書類の提出でも可）

4. ご留意事項

- (1) 口座開設にあたっては、各種書類を確認させていただくとともに、事業内容や口座開設理由・利用目的等を詳しくお伺いさせていただきます。
- (2) 追加での書類のご提示や、事業所への訪問をさせていただくことがあります。
- (3) 上記状況によっては、口座開設までに時間を要することをご承知ください。
- (4) お申し出にお応えできず、口座開設をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

2019年8月23日
東京シティ信用金庫

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年11月1日より預金規定を改定いたします。

規定改定後は新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。またすでにお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を再度確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示またはご提出をお願いする場合がございます。

また、在留カード・特別永住者証明書をお持ちのお客さまにつきましては新規取引開始時に在留期間や在留資格等を確認させていただいておりますが、すでにお取引のあるお客さまにつきましても、在留期間や在留資格やその他の届出事項等を更新された場合、新たな在留カード・特別永住者証明書を当金庫へご提示いただきます。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引の一部または全部を制限させていただく場合がございます。

1. 改定となる預金規定

普通預金・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金規定集
スーパー普通預金規定

2. 主な改定内容

「解約等」条項を一部追加・変更（下線部が追加・変更箇所）

【解約等】

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または、
預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合
この預金の預金者が「普通預金・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金共通
規定」第4条第1項に違反した場合

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に
抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場
合

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあ
ると認められる場合

「取引の制限等」条項の新設（下線部が新設箇所）

【取引の制限等】

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。
預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

以 上



<http://www.shinkin.co.jp/to-city/>